熊本県国民保護計画の変更案の概要

【主な変更点】

１．国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
２．「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う変更
３．その他軽微な変更（統計数値の更新及び法令・関係機関等の名称変更等）

１．国の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う主な変更

（１）緊急一時避難施設の指定促進

令和８年３月に閣議決定された「避難施設の確保に関する基本方針」を踏まえ、避難施設の指定を行う旨を追記。

（２）救援の規定に「福祉サービスの提供」を追記

災害救助法における救助の種類に、同様の規定が明記されたことを踏まえた修正。加えて、県は、保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため体制整備に努める旨を追記。

（３）指定公共機関等との連携

国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関・指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努める旨を追記。

熊本県国民保護計画の変更案の概要

２．「災害対策基本法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴う変更

「緊急通行車両に係る確認手続」について、<u>緊急通行車両等事前届出制度が廃止</u>されたことに伴い文言を修正。

※緊急自動車以外の車両は、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受け、掲示しなければ、緊急交通路を通行することができない。
※従前の制度では、災害発生前は事前届出済証の交付にとどまっており、災害発生後に「標章」等の交付を受けていた。新制度では、指定行政機関等の車両は、<u>災害発生前でも「標章」等の交付を受けることが可能となった</u>。

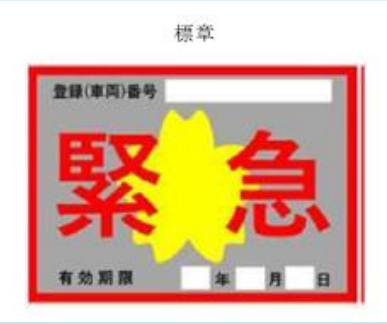



３．その他軽微な変更（統計数値の更新及び法令・関係機関等の名称変更等）

（１）「第１編－第４章　県の地理的、社会的特徴」に記載する人口、医療、農業、観光など<u>各種統計の数値を直近のものに更新。</u>

（２）計画本文中に記載する県の組織、所管省庁、法令等の名称について現行の名称に変更・追加。